

資料名	頁	項目・条項	修正前	修正後
様式	6	記入要領	<p>3(3)事業提案書等  ア 事業実施に関する提案書  イ 施設整備に関する提案書  ウ 維持管理に関する提案書  エ 施設整備計画書  様式5-1～様式5-10及び添付資料  様式6-1～様式6-5  様式7-1～様式7-5  様式8-1～様式8-9</p>	<p>3(3)事業提案書等  ア 事業実施に関する提案書  イ 施設整備に関する提案書  ウ 維持管理に関する提案書  エ 独立採算施設に関する提案書  オ 施設整備計画書  様式5-1～様式5-10及び添付資料  様式6-1～様式6-5  様式7-1～様式7-5  様式8-1～様式8-3  様式9-1～様式9-9</p>
PFI事業 基本協定書 (案)	2	第4条 第2項	事業者をして、市と事業者との間で事業契約の締結日以降30日以内に、	事業者をして、市と事業者との間で事業契約の締結日以降30日以内(日数について市が延長することを認める場合には、当該承諾した日数以内)に、
事業契約書 (案)	1	第1条 第1項 13号	事業提案書	事業者提案書類
事業契約書 (案)	1	第1条 第1項 19号	第44条に規定する年度業務計画書	第45条に規定する年度業務計画書

資料名	頁	項目・条項	修正前	修正後
事業契約書 (案)	4	第5条 第2項	本件契約は、基本協定書、入札説明書、要求水準書、実施方針、事業者提案書類と一体の契約であり、	本件契約は、基本協定書、入札説明書等に関する質問の回答、入札説明書、要求水準書、実施方針及び実施方針に関する質問の回答、事業者提案書類と一体の契約であり、
事業契約書 (案)	8	第18条 第4項	新ターミナル施設の施工の遅延が見込まれる場合の第42条に規定する新ターミナル施設の供用開始時の変更及びその変更による費用等の負担は、第33条第2項及び第35条第2項の規定に従うものとする。	新ターミナル施設の施工の遅延が見込まれる場合の第42条に規定する新ターミナル施設の供用開始時の変更及びその変更による費用等の負担は、第34条第2項及び第35条第2項の規定に従うものとする。
事業契約書 (案)	15	第3節	第1節 完成検査	第3節 完成検査
事業契約書 (案)	17	第35条 第2項 (1)	当該新ターミナル施設の設計・施工等のサービス対価につき、第43条第1項に規定する当該新ターミナル施設の引渡し日の翌日から	当該新ターミナル施設の設計・施工等のサービス対価につき、第41条第1項に規定する当該新ターミナル施設の引渡し日の翌日から
事業契約書 (案)	17	第35条 第2項 (3)	本条第5項に従い算出される乙の責めに帰すべき事由による施工計画書記載の工期等の遅延期間のみであれば	本条第4項に従い算出される乙の責めに帰すべき事由による施工計画書記載の工期等の遅延期間のみであれば
事業契約書 (案)	18	第37条 第2項	(1) 滅失又は毀損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、甲及び乙は原則として第75条に従い本件契約の全部又は一部を解除するものとする。	(1) 滅失又は毀損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、甲及び乙は原則として第77条に従い本件契約の全部又は一部を解除するものとする。

資料名	頁	項目・条項	修正前	修正後
事業契約書 (案)	19	第38条 第2項	甲は、半期ごとに支払われる対価の全部又は一部を減額又は控除のうえ支払うものとし、減額又は控除の方法等は、第62条第68条を準用する。	甲は、半期ごとに支払われる対価の全部又は一部を減額又は控除のうえ支払うものとし、減額又は控除の方法等は、第60条第5項、第7項及び第70条を準用する。
事業契約書 (案)	19	第39条	新ターミナル施設の施工又は第57条第1項に基づき乙が施工企業をして行った新ターミナル施設の改修等により	新ターミナル施設の施工又は第55条第1項に基づき乙が施工企業をして行った新ターミナル施設の改修等により
事業契約書 (案)	21	第41条 第1項	(1) 乙は、平成●年●月●日午前0時に、新ターミナル施設を各事業実施場所において、甲に引き渡すものとする。	(1) 乙は、平成●年●月●日に、新ターミナル施設を事業実施場所において、甲に引き渡すものとする。
事業契約書 (案)	22	第42条	新ターミナル施設の供用開始は、前条第1項に基づく各引渡時からとする。	新ターミナル施設の供用開始は、前条第1項に基づく引渡時からとする。
事業契約書 (案)	28	第60条 第6項	第48条第2項に規定する半期報告書においても報告しなければならない。	第46条第2項に規定する半期報告書においても報告しなければならない。
事業契約書 (案)	28	第61条	甲は、第3章及び第4章に規定する新ターミナル施設の設計・施工等のサービス対価を第67条に規定する手続に従って、別紙10のとおり支払うものとする。	甲は、第3章及び第4章に規定する新ターミナル施設の設計・施工等のサービス対価を第69条に規定する手続に従って、別紙10のとおり支払うものとする。

資料名	頁	項目・条項	修正前	修正後
事業契約書 (案)	28	第62条	甲は、第6章規定の新ターミナル施設の維持管理のサービス対価を、第67条に規定する手続に従って、別紙10のとおりに支払う。	甲は、第6章規定の新ターミナル施設の維持管理のサービス対価を、第69条に規定する手続に従って、別紙10のとおりに支払う。
事業契約書 (案)	28	第63条- 第66条	新規	前金払に係る規定の新設に伴うそれ以降の条文修正
事業契約書 (案)	32	第72条 第2項	(3) 乙が、第60条第5項及び第66条第1項の規定により是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から3箇月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。	(3) 乙が、第60条第5項及び第70条第1項の規定により是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から3箇月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。
事業契約書 (案)	32	第72条 第2項	(4) 乙が、第46条第2項に規定する半期報告書又は同条第3項に規定する年度業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第69条に定める対価の返還を行わなかったとき。	(4) 乙が、第46条第2項に規定する半期報告書又は同条第3項に規定する年度業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第71条に定める対価の返還を行わなかったとき。
事業契約書 (案)	33- 34	第72条 第4項	新規	甲による契約解除時における新ターミナル施設引渡し後の一部解除規定の新設

資料名	頁	項目・条項	修正前	修正後
事業契約書 (案)	34	第72条 第5項	本件契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価から割賦手数料を控除した金額の10分の1を乗じた額を支払うものとする。	本件契約解除の違約金として、設計・施工等のサービス対価の10分の1を乗じた額を支払うものとする。
事業契約書 (案)	36	第73条 第5項	<p>甲が本条により本件契約を解除した場合の処理は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 新ターミナル施設が甲に引き渡された後に本件契約が全部解除された場合は、第70条第3項第1号ア及びイ並びに第2号アからウまでの規定を準用する。</p> <p>(2) 新ターミナル施設が甲に引き渡された後に本件契約が一部解除された場合は、第70条第4項第1号ア及びイ並びに第2号アからウ及びオまでの規定を準用する。</p> <p>(3) 新ターミナル施設が甲に引き渡される前に本件契約が全部解除された場合は、第68条第4項及び第5項の規定を準用する。</p>	<p>甲が本条により本件契約を解除した場合の処理は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 新ターミナル施設が甲に引き渡された後に本件契約が全部解除された場合は、第72条第3項第1号ア及びイ並びに第2号アからウまでの規定を準用する。</p> <p>(2) 新ターミナル施設が甲に引き渡された後に本件契約が一部解除された場合は、第72条第4項第1号ア及びイ並びに第2号アからウ及びオまでの規定を準用する。</p> <p>(3) 新ターミナル施設が甲に引き渡される前に本件契約が全部解除された場合は、第72条第5項及び第6項の規定を準用する。</p>
事業契約書 (案)	36	第73条 第6項	連帯せしめたうえ、甲に対し、本件契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価から割賦手数料を控除した金額の10分の2を乗じた額を支払うものとする。	連帯せしめたうえ、甲に対し、本件契約解除の違約金として、契約金額(事業契約に規定された対価の総額のこと。以下同じ。)の10分の2を乗じた額を支払うものとする。

資料名	頁	項目・条項	修正前	修正後
事業契約書 (案)	37	第73条 第6項	なお、甲と乙との間で締結された基本協定書第7条第5項に基づき、構成企業が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払い義務を免れるものとする。	なお、甲と乙との間で締結されたPFI事業基本協定書第6条第5項に基づき、構成企業が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払い義務を免れるものとする。
事業契約書 (案)	37	第73条 第7項	なお、甲と乙との間で締結された基本協定書第7条第5項に基づき、構成企業が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払い義務を免れるものとする。	なお、甲と乙との間で締結された基本協定書第6条第5項に基づき、構成企業が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払い義務を免れるものとする。
事業契約書 (案)	37	第73条 第8項	なお、甲と構成企業との間で締結された基本協定書第7条第6項に基づき、構成企業が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払い義務を免れるものとする。	なお、甲と構成企業との間で締結されたPFI事業基本協定書第6条第6項に基づき、構成企業が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払い義務を免れるものとする。
事業契約書 (案)	38	第74条 第3項	(1) 解除時に、新ターミナル施設が、提案水準どおりの性能を維持している場合 ア 甲は乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第63条に規定する支払方法に従って支払うものとする。	(1) 解除時に、新ターミナル施設が、提案水準どおりの性能を維持している場合 ア 甲は乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第61条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

資料名	頁	項目・条項	修正前	修正後
事業契約書 (案)	39	第74条 第3項	<p>(2) 解除時に、一部の新ターミナル施設が、提案水準どおりの性能を維持していない場合</p> <p>・・・に要する相当額を控除した額を第63条に規定する支払方法に従って支払うものとする。</p>	<p>(2) 解除時に、一部の新ターミナル施設が、提案水準どおりの性能を維持していない場合</p> <p>・・・に要する相当額を控除した額を第61条に規定する支払方法に従って支払うものとする。</p>
事業契約書 (案)	39	第74条第 4項(2)	<p>甲は、解除の対象となった新ターミナル施設のうち、提案水準どおりの性能を維持できている新ターミナル施設については、</p>	<p>甲は、解除の対象となった新ターミナル施設のうち、提案水準どおりの性能を維持できている新ターミナル施設部分については、</p>
事業契約書 (案)	40	第75条 第2項	<p>ただし、解除の対象となった新ターミナル施設のうち、提案水準どおりの性能を維持していない新ターミナル施設がある場合、当該新ターミナル施設については、第70条第3項第2号イを準用する。</p>	<p>ただし、解除の対象となった新ターミナル施設のうち、提案水準どおりの性能を維持していない新ターミナル施設がある場合、当該新ターミナル施設については、第74条第3項第2号イを準用する。</p>
事業契約書 (案)	43	第79条 第2項	<p>第42条に規定する新ターミナル施設の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第70条に基づくものであって、</p>	<p>第42条に規定する新ターミナル施設の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第74条に基づくものであって、</p>
事業契約書 (案)	43	第79条 第3項	<p>第42条に規定する新ターミナル施設の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第73条に基づくものであって、</p>	<p>第42条に規定する新ターミナル施設の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第77条に基づくものであって、</p>

資料名	頁	項目・条項	修正前	修正後
事業契約書 (案)	44	第82条 第2項	前項の追加費用又は損害及び第76条第4項に基づく義務内容の変更に伴う乙の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、	前項の追加費用又は損害及び第80条第4項に基づく義務内容の変更に伴う乙の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、
事業契約書 (案)	44	第82条 第3項	第76条第4項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、	第80条第4項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、
事業契約書 (案)	45	第83条 第2項	前項の追加費用又は損害、及び第77条第4項に基づく義務内容の変更に伴う乙の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担するものとし、	前項の追加費用又は損害、及び第81条第4項に基づく義務内容の変更に伴う乙の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担するものとし、
事業契約書 (案)	45	第83条 第3項	第77条第4項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、	第81条第4項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、
事業契約書 (案)	70	別紙9 6(5)②	維持管理のサービス対価の減額後も、対象業務の改善が認められない場合には、甲は第70条第2項第5号の規定に基づいて契約の全部又は一部解除を行うことができる。	維持管理のサービス対価の減額後も、対象業務の改善が認められない場合には、甲は第72条第2項第4号の規定に基づいて契約の全部又は一部解除を行うことができる。

資料名	頁	項目・条項	修正前	修正後
事業契約書 (案)	73	別紙9 7(1)	乙は、第46条、第47条に従って、甲に年度業務計画書、年度収支計画書、年度業務報告書及び財務書類を提出し、甲はこれを確認するものとする。	乙は、第45条、第46条に従って、甲に年度業務計画書、年度収支計画書、年度業務報告書及び財務書類を提出し、甲はこれを確認するものとする。
事業契約書 (案)	75	別紙10	新規	設計・施工等のサービス対価、維持管理のサービス対価の内訳について、提案書の内容を踏まえて甲乙協議の上、確定した金額を記載する。また、設計・施工期間について、要求水準を上回る提案(工期前倒し)がなされた場合には、支払対象期を短縮することがある。
事業契約書 (案)	81	別紙10	新規	前金払に係る規定の新設
事業契約書 (案)	82	別紙11	割賦手数料は、基準日の午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBOR ベース15年物(円/円)金利スワップレートを基準金利とし	割賦手数料は、基準日の午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBOR ベース10年物(円/円)金利スワップレートを基準金利とし
事業契約書 (案)	82	別紙11	実際の支払いに使用する基準金利の基準日は、新ターミナル施設の引渡しが完了する引渡し日の2営業日前の日とする。	実際の支払いに使用する基準金利の基準日は、新ターミナル施設の引渡しが完了する引渡し日から10年間については、新ターミナル施設の引渡しが完了する引渡し日の2営業日前の日とし、新ターミナル施設の引渡しが完了する引渡し日から10年間を経過する日以降については、新ターミナル施設の引渡しが完了する引渡し日から10年を経過する日の2営業日前の日とする。
独立採算事業 基本協定書 (案)	2	第4条 第2項	事業者をして、市と事業者との間で定期借地権設定契約の締結日以降30日以内に、	事業者をして、市と事業者との間で定期借地権設定契約の締結日以降30日以内(日数について市が延長することを認める場合には、当該承諾した日数以内)に、